

(第一類 第三号)

第三回国会 地方行政委員会 議 録 第二号

昭和二十三年十一月十一日(木曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 小暮三郎君 理事 矢尾喜三郎君

理事 坂口 主税君 理事 小枝 一雄君

大内 一郎君 千賀 康治君

中島 守利君 武藤 嘉一君

坂田 道太君 門司 亮君

高岡 忠弘君 川橋豊治郎君

大石ヨシエ君

出席政府委員

總理廳事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

國家消防廳管理局長 吉岡 恵一君

全國選挙管理委員 郡 祐一君

員會事務局長 三浦 義男君

法制局第一部長 三浦 義男君

專門員 有松 昇君

十一月九日

委員永江一夫君が退職した。

同月十一日

小坂一雄君が理事に追加選任された。

本日の会議に付した事件

理事の追加選任

小委員会設置に関する件

消防法改正に関する件

衆議院議員選挙法第十二條の特例等

に関する法律等の一部改正に関する

件

最近の地方自治に関する説明聴取

○山口委員長 これより会議を開きます。

本日日程は理事の追加選任の件、小委員会設置に関する件及び最近の地方自治に関する説明の聴取などであります。

議題にはあります前に、先日の委員会後の打合せによりまして、本委員会の定例日を火曜日と木曜日に決定いたしましたから、この際のために御報告を申し上げます。

○山口委員長 それでは理事の追加選任の件を議題に供します。去る十一月九日の運営委員会の決定に基づきまして、理事を小会派より一名追加選任いたしましたと思ひますが、いかがでしょうか。

○矢尾委員 理事の追加選任は選挙の煩を省略いたし、國協の小枝一雄君を推薦したと思ひます。

○山口委員長 ただいまの矢尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なければ、小枝一雄君が理事に追加選任せられま

調査研究いたしますことも一方法と存じますが、この点各位におかれましては、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 それでは小委員会を設置することにいたしましたと思ひますが、いかなる小委員会をつくることにいたしましたでしょうか。

○坂口委員 小委員会は警察に関する小委員会、消防に関する小委員会、地方財政に関する小委員会及び地方自治に関する小委員会と、この四つを設置されんことを希望します。

○山口委員長 ただいまの坂口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なければ警察に

○山口委員長 御異議なければ警察に

○山口委員長 御異議なければ警察に

六名、地方自治に関する小委員会六名、次の会までに皆さんの御希望を承りまして、委員長において指名いたしたいと存じます。

○山口委員長 次に最近の地方自治に関する事情につきまして、總理廳の事務官鈴木俊一君が出席せられておりますので、その説明を求めます。總理廳事務官鈴木俊一君。――ちよつと速記を中止願います。

〔速記中止〕

○山口委員長 それでは速記を始めてください。

○山口委員長 次に國家消防廳管理局長吉岡恵一君より最近の消防事情につ

き、説明を聴取いたしたいと思ひます。國家消防廳管理局長吉岡恵一君。

○吉岡委員 消防法のことにつきまして、少し御説明を申し上げます。消防法は前國會におきまして、皆さん御承知のような経過で成立したのであり

ございますが、これは大体ごらんになればわかります通り、この前の法律の審議のとき、参議院において修正をしようという案の通りであります。大体そのまゝのようになつてお

ります。ただ違ひますのは、第七條とそれから第三十一條、第五條あたりのところが多少違つております。初めから御説明申し上げますと、第三條、第五條あたりにたくさんあります消防署長を創るといふのは、これは消防署といふものにこういふ権限を與えたくな

い。さらに進んでは、消防署という形のもののかえようという意向があり、従つて消防署長にこういふ消防法上のいろいろの権限を與えることをやめようという意見でありまして、これは第三條以下たくさんあります。

それから次は第十九條の關係であります。これは消防火器その他の檢定を國家消防廳でやれ。また檢定をやつた際使用料手数料がとれるという規定であります。これはわれわれの希望もありまして、入れていただいておつた規定であります。これを入れようというのであります。

次は消防自動車車の速度の制限であります。現在成立をしております消防法では六十キロメートルという制限があります。しかしこれは一般交通關係の法令の方では、もつと六十キロメートル以上の制限もできるわけでありまして、何も六十キロと法律で制限をしてしまふ必要はないので、その六十キロの制限を創るといふのであります。

次は第二十九條の規定であります
が、これは主として破壊消防に関する規定であります。破壊消防に関する規定が、われ／＼といたしましては、破壊消防について補償をしなければならぬということだと、破壊消防の実施をする人は勇氣がくじけてな／＼できにくいというので、破壊消防に關しては、原則として補償をしないという考えをもつております。それを端的に現わした内容の修正案になつております。それが多少法律案では違つておりますので、それを延擧の防止のため破壊消防をやつた場合には補償はいらない。それ以外の火災の際の破壊的な行為に対しては、補償をするというような規定に直そうという案であります。

〔委員長退席、小委員委員長代理着席〕

それから次に御説明がいろいろは、第三十一條及び第三十五條の關係の規定であります。これは規定そのものが非常にわかりにくい規定であります。われ／＼と關係筋との交渉によつて、結局両方の考えをよく突き詰めてみますと、この前の改正のとき、どうも第三十一條によつて、被難者に対して強制的に召喚をして尋問したり、あるいは証拠物件を強制的に差押えることができないという、つまり強制的な権能まで消防法によつて與えられたものだと思つたやうであります。しかし、こちらではそれほどの権限はないつもりで規定の形をつくつてしまつたものでありますから、向うでは強制的な権能まで消防法で持ち得るような規定をつくれという意味で、一應こゝういふ文句を書いてありますが、向うの意思はそこにあるのであります。従つて

この内容は、折衝すればさらに變り得るものであります。向うの意思は、失火犯、放火犯についても、警察が調べ得るような強制的な権能を消防吏員に與えたいという意向であります。あとは大體條文の整理程度であります。第四十六條に多少実質的の規定がありますが、これは法人について体刑が科せられないのは當然であります。罰金刑だけを科せられるという規定にしよつたやうな規定であります。特に御説明申し上げる必要はないことかと思つた。この取扱いに關しましては、委員長の方からお話もあることと存じますが、私どももいたしましては、この前の法律の成立があのやうな経過をたどつておりますので、どこが提案をしまして消防法の改正をするかというところは、よく衆議院、参議院の方と私たちと御相談を申し上げて、法律改正案の取扱いをいたしたいと思つた。簡單であります。消防法の改正に關しまして御説明を申し上げた次第であります。

○千賀委員 第三條から第十五條に至るまでの間、消防署を全部抹殺することとくどく糾弾しようといふところにねらいがあるといふことを伺いました。消防署長の機能を生かしておくと、われ／＼は決してこの消防の操作以外の目的で消防署長の権限を残そうと考へたことは絶対にないもので、たとえば軍隊にかわる勢力だとか、そういうやうな氣持は全然ないので、消防署長といふものを中心にしておかないと、火災の指揮にも困るし、あるいはたゞ／＼な消防団体の統制にも困るし、現場でも第一困るのだし、この衆議院の火事などを見ても、ポンプはたくさん来ても、無統制のまま、だれも指揮する者がいないから、ここに持つて来たポンプやホースまで役に立たず、下手をすれば焼けてしまふ。ただ鳥合の衆が右往左往しながら、重要な機具を捨てて逃げ散るやうなことになつてわれ／＼が國民の寶血をしぼつた金でいくら機具をつくつても、制度を大きくいたしまして、結局は役に立たないものになるやうなことで、これをやはり有機體として、一人のからだを駆使するやうに使つていくのには、消防署長といふものがいるのだ。この思想からわれ／＼は消防署長を大いに認めて、これに活躍をさせようと思つたわけでありすが、ただいまの説明では、何だか言外の意味を予想して、消防署長の勢力を糾弾していくやうな意思もあるやうであります。それはそれでんでわれ／＼は考へもしないことであるから、その点はむしろどうでもよいのです。われ／＼はそんなところを執着をしないのですが、しからば何が消防署長にかつて將來この消防の——今私が申しましたやうな機能的な機能を發揮させて行くとするのか。かわるものがあればもちろんけつこうであります。どういふものがこの消防を指揮したり指導したりするやうになつていくのか。あなたはそのやうな命令が指示が示唆がかりませんが、それを受けるがら、どうやうてこの機能に關するところあらしめぬやうにしよつたお考えになつてゐるか。その点の御御意を承りたいと思つた。

○吉岡説明員 消防署長の権限を奪う問題であります。從來の管轄區域といふものが行政區画と大體一致をしておりました。それをやめまして、何んとうに消防本來の立場から、行政區画にとらわれない區域をつくり、そこに責任者といふものはやはりおきわけでありすが、従つて消防署長という形ではありませんが、消防活動に關しまして個々々の責任者といふものはできらるやうであります。大體であるとか、あるいは中隊といふ名前になるかと思つたが、その辺は消防活動にはさしつかえない。ただ消防の活動といつたしまして、從來のやうな多少行政官廳的な消防署といふものはやめて行く、こゝろを考へてあります。

○千賀委員 そうしますと、なるほどこれは從來までの日本の一つの習わしで、行政區画によつてあらゆる機能を區画していくことが一番都合がよかつたから、消防署長といふものをそのやうなものであります。これから一切離れて機能をやらせるといふと、あたかも昔の軍隊はさういふことであつたのですが、やはりこれは消防隊といふやうな思想から編成をされて、さういふところで機能を發揮させて行く。こゝろを考へてやられていくのですか。さう承知していいのでしょうか。

○小委員委員長代理 速記をやめてください。

○小委員委員長代理 速記を始めてください。

○門司委員 私は二十九條の修正の御意見についてありますが、二十九條の中の消防署長を削り、消防吏員、さらに消防團員を削つてこれを消防長にする、こゝろにしようと思つたが、これは實際と非常にかつ離れた問題が起つてくると私は思ひます。火災の責任はすべて消防長が負ふことは消防法の示す通りであります。しかし現場の取扱いの上からいいますと、都市にあつては、大體消防署がありますし、比較的容易に連絡もとれるのであります。が、地方には消防署もなければ電話も非常に不便な箇所がありまして、必ずしも現場にこの消防長が立ち会つていないと思ひます。従つて火災の場合に、現場に消防長が立ち会つていない場合の指揮はだれがするか。地方の要望を言いますと、これはまつたく逆であつて、こゝろに場合には、地方の消防團長にもこゝろに場合によつては、消防長にお願いしたい。さうしなければ實際活動の上非常に困難であるという意見が強いのであります。こゝろに直して参りますと、實際的意見は全然離れてしまつて、形式的なことだけの問題であつて、消防活動に大きな障害ができると思ひます。この点はどうかいふやうに考へておられますか。

○吉岡説明員 今のお話の点は、やはり相當考へなければならぬと思ひますが、消防團長にさういふ権限を與えるといふことについては、さう考へなければならぬ問題が相當にあるのじやないかと思ひます。

○門司委員 私もさういふやうに大體ものは考へておりますが、しかしこゝろは相當考慮すべき場所でありまして、ただ法律の字句が非常に都合がいいといふだけでは法が生かされないと思ひますので、この点はわれ／＼も研究してみますが、当局でも御研究願ひたいと思ひます。これは私個人の意見ではありません。地方の自治体がこゝろとくさうであります。殊に熊本縣のこ

ときは、縣の中に消防署というものが、熊本市にわずかに二つあるだけでありまして、あとは消防署すら持つていない。全部が消防團の活動にまつております。これは熊本縣だけではありませんが、各地に全部こういうことが行われておりますので、都會にいるわれわれだけが都會を對象として議論をしておつたのでは、實際活動の面に非常に齟齬を來すと思ひます。この点御研究願ひたいと思ひます。

「小委員委員長代理退席、委員長着席」

○大石(三)委員 政府委員の方にちよつとお伺ひしたいと思つたのでございすが、私は前國會のときに、消防吏員にぜひとも婦人を採用してほしいといふことを発言したことがございす。なぜかういふことを発言したかといひますと、日本の國は木や紙や、その他すべて燃えやすいもので家屋が建築されております。それには火を消すことを主眼に置かないで、まず火災を予防することを私は主眼に置きたいと思ひます。それにはまず日本にいまだかつてない婦人の消防吏員をぜひとも採用して、そして各地の婦人團體、青年團體を大いに活用し、利用して、婦人の消防吏員が至るところで、いかにしたならば漏電するとか、いかにした火の不始末が起り、どうして発火するかというようなことを、各所に講演してまわるといふことは、私は非常に意義のあることと思ひます。日本の國ではいまだかつて婦人の消防吏員を採用しておりませんが、何とかして婦人の消防吏員を採用してくださることができまうか。政府の人々の御意見を伺ひする次第でございす。

第一類第三号 地方行政委員会議錄 第二号 昭和二十三年十一月十一日

○吉岡説明員 お答へいたします。われわれもいたしましても、消防が火が起つてから消すだけではないと考へております。火が起らないように、あらかじめ予防の手段を講ずることが第一だと考へておりますので、予防査察と申しますか、火事に関係のあるいろいろな施設を、あらかじめ各家庭を見まわつていろいろ注意を與えるといふことは、非常に必要なことだと思つて、今後消防行政をやつて行く上におきましても、その方面に相当重点を置きたいと考へております。従つてその予防の宣傳その他に、あるいは査察にあたるのに婦人を採用することは、きわめて適切な御意見だと拜聴するのがあります。われわれも今後あらゆる機会にそういうことを勵励しまして、婦人の消防吏員ができることを勧めたいと考へております。

○大石(三)委員 その際に、基本的に人権が認められて、ここに男女は平等になつておりますから、その採用するときはぜひとも男女平等の観点から、それを主眼にして御採用くださることを、切に私は希望する次第でございす。

○吉岡説明員 大石委員の御意見はよく拜聴いたしました。処置いたしたいと思ひます。

○山口委員 ほかにもございせんか。

○山口委員 そうですね。衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、説明を聴取いたしたいと思ひます。

○三浦参事 私からこの案の概要を御説明申し上げたいと思ひますが、実はただいまお手元にお配りいたしましたのは、私の方で關係方面ととりまとめまして、一應の案としてつくつたのでございまして、その内容につきましては、かりに近く總選挙でも行われることとありたいと思ひます。それに關連いたしまして、早急にその前に改正をしておきたいと思ひます。事項のみについてここに取上げたのであります。これは政府提案でなくして、この委員会における議員立法の形においてお取上げ願つたらどうかと考へるわけでありまう。なおこまかいことにつきますと、これは執行にあつておられます全國選挙管理委員会の方においていろいろお尋ねを願ひたいと思ひますが、大体の概要につきまして私から申し上げることにいたします。

第一條に書いてある事項は、参照條文と照し合せてごらんくださればよろしいと思ひますが第一條の第一項に「昭和二十二年九月十五日の現在で」とあるのを創ることにしたしたのであります。それは衆議院選挙法第十二條の特例等に関する法律の第一條に規定してございすように、従来の選挙人名簿のほかに、衆議院議員の選挙におきましては臨時名簿を作成する。その作成につきましては海外引揚者等がおりますので、これらの人につきましては、住居の六箇月の制限を嚴格に守るわけにもいかない事情もあつたので、また實際選挙が行われる場合におきまして、年齢等につきましても、選挙の期日を中心にして考へます場合と、そうでない場合とにおいて、非常に選挙権者の数にも影響をいたすのであります。この特例法におきましては、年齢とか住所の期間等につきましても、選挙の期日から算定することにしまして、そこに非常に含みを持たして、できるだけ廣い範囲において選挙権を與えるといふことに特例法ができておるわけでありまう。ところが従来の選挙人名簿は九月十五日現在で作成いたしましたので、あくる年の十二月十九日まで一年間効力を有することになるわけでありまう。これに伴うういふ臨時人名簿の關係につきましても、この特例法におきまして昨年の九月十五日現在でつくつたものを、暫定的な効力をこれについて認めておるのであります。これがただいま申し上げましたように十二月十九日を越しますと、いわゆる臨時名簿として、その後は使えないといふような關係になりますので、この期間を廣げることが必要であらうと考へられるわけでありまう。そういう意味におきまして「昭和二十二年九月十五日の現在」というのを創りまして、さしあたり臨時人名簿は、衆議院議員選挙法に規定してあります。本来の人名簿と併行して、それを用いていくことにしたいといふのが第一條の案でございす。しかしながら第一條におきましては臨時名簿の性質でありますので、あるいはただ「昭和二十二年九月十五日の現在」といふことを創るだけにしないで、ある期間利用するといふような意味で、当分の間とか何とかいふ文句を入れて、その特例という性質を明らかにした方がいゝのではないかと一應意見もあることと思ひますが、一應第一條につきましては、先ほど申し上げましたような意味で創ることになしたのでございす。

それから次に第二條に書いてございす選挙運動の文書圖画等の特例に關する法律の問題は、御承知の通り國會議員の選挙、地方議會議員の選挙、長官の選挙等に関する文書圖画の取締等について、これは一年々々の有効法律として從來まいつたのでございまして、実は昨年一ぱいでありましたので、御承知の通り全國選挙管理委員会ができましたときに、その全國選挙管理委員会法の附則におきまして、これを今年中延ばすことになしたわけでありまう。ところが今年を過ぎますと、その文書圖画の特例等に関しまして、たとへば何がきを何枚以上使つてはいかぬとか、あるいはその他いろいろな制限等の規定が効力を失ふことになりまうので、これをやはり現在のようない紙等の不足している状況下、あるいは現在のような経済事情下において、なお延ばしておく必要がありはしないかといふようなことが考へられまして、これをさらに延ばしたらどうかといふのが第二條の案であります。ただ第二條の問題につきましても、先般第二國會において成立いたしましたところの選挙運動等の臨時特例に関する法律におきまして、いわゆる選挙公營等を規定いたしました法律の附則の第三十八條において「選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律（昭和二十二年法律第十六号）」は、この法律の施行後は、衆議院議員の選挙については、これを適用しない」といふことになした。文書圖画の法律は衆議院議員の選挙については適用しないといふことになしたのであります。従いまして衆議院議員の選挙については直接な影響はいたしません。これと同

様の関係にある参議院議員の補欠選挙とか、あるいは地方議会議員の選挙長の選挙等はやはりこの効力が今年一ぱい迄終ると、放任される形になりますので、それらの諸点に對しまして、選挙運動等の臨時特例に關する法律をつくつた場合は別問題といたしまして、そうでない限りは、やはり延ばしておくことが必要でないかと考えられるわけでありまして。その意味におきまして、第一條の参照條文に書いてございますように「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」と書いてございまして、これを創ることにはいたしまして、とにかくしばらくの間この法律を有効にするということが一つと、第二には、その附則の中に書いてございまして、衆議院議員選挙運動取締規則及び地方議会議員等選挙運動取締規則とありますのを、この規則の名前が変更しました点もありませんので、それを改めますことと、それから附則の中に、ただいま申し上げましたような選挙運動等の取締規則は、この文書圖面の法律に適合しない部分は本年一ぱいでその効力を停止するとおぼしめておきますのを、本法をすつと今年以上延ばすことになりまして、その今年一ぱいと書いてございまして制限も削除した方がいいのではないかと考へてから、そういうふうな改めたいというのが第二條の趣旨でございまして。第一條はちろん衆議院議員の選挙に直接關係があります。第二條はこれと非常に關係をもつ事項であります。

第三條の地方自治法の改正の問題につきましては、参照條文に書いてありますように、百八十三條の第一項において「選挙管理委員の任期は、二年とする。この二年を三年に改めたい」という關係でございまして。それで現在全國選挙管理委員の任期は三年になつてゐるのであります。地方のいわゆる都道府縣の選挙管理委員の任期は二年になつておりました。また地方監査委員の任期は二年でありまして、それとあわせてやるわけでありまして。しかしながらこの二年の問題につきましては、ちやうどこの自治法が施行になつて選挙管理委員会がおかれまして、十月から十一月、十二月ごろにかけて二年の期限が切れる人がだいぶあります。すでに切れた人もあるものであります。さらに衆議院議員の選挙等が行われるというところになれば、二年間いろいろ選挙管理委員として慣れた人が入れ代つて、その人が再選されれば別問題といたしまして、また新しい人が出て来ると、選挙事務にも支障がありはしないかというふうな考へ方もあります。二年を三年に改めたいということになつてゐるわけでありまして。しかしながらこの問題につきましては、地方の監査委員の任期が二年であるということと、それから選挙管理委員の任期が実質的に二年ですでに切れてゐるものがあるのを、附則においてこれをさらに暫定的にさかのぼつて三年に延ばすというものを地方自治法の改正によらないで、この中で一緒にまとめましてそういう改正を行うという点につきまして、多少の問題はありはしないかと考へておるわけでありまして。それらの点につきましてはこの委員会において御決定をお願いしたい事項と考へております。第三の問題はさうな問題でありまして附則の第二項に書いてござい

すのは、ただいま申し上げましたような選挙管理委員の任期がすでに切れたものを、この法律の施行をさかのぼつてこの三年間選挙されたものとみなすということ、現在まだやめてはいないが、やめる手続が開始されたものにつきましてはこの限りではないという例外をおいたのが附則の第二項であります。

大體以上の三點が、議員立法としてこの委員会においてお取上げ願ひましたらいかかと考へます事項で、非常に事柄の性質上早急を要する事柄ではないか、かように考へておるわけでありまして。

○山口委員長 なお全國選挙管理委員会事務局局長の郡祐一君の説明を求めます。

○郡説明員 ただいま第一部長から説明のありました通りであります。若干の補足を申し上げますと、第一條の衆議院選挙法第十二條の特例法と申しますのは海外引揚者、それから臨時名簿を調製いたします際に、その名簿を用います選挙の際に六箇月の住居要件を満たすもの、選挙に際して年齢が法定の年齢を満たすものとか、また選挙権が拡張されましたが、名簿の脱漏がしばしば論ぜられるのであります。可及的さうな脱漏者を救済したいという事で、臨時名簿を調製したことに相なつております。この臨時名簿の調製と申しますものは、定時名簿式を採用いたして行きます際には、当然それから起つてまいります欠陥を補正いたしますために必要な名簿と存するのであります。この立法の当初から、名簿全体に

いたしますとか、名簿については、どうしても根本的な解決をいたさなければならぬということを進んでまいりましたので、臨時立法の形でお願ひして参つて来ておるのであります。その根本的な名簿の改正をいたします必要は、ただいま現に進んでおります名簿の調製等を見ましても、いよいよその必要を感じますので、それを取急ぎたいと存じます。それまでの間は、ただいまのような特例法を存置しておく必要があると存するのであります。それで先ほど第一部長から申されましたように、昨年の九月十五日現在の名簿が、本年十二月十九日をもつて失効いたしますので、その後にもこれを継続していただくというのであります。

第二條の文書圖面の特例法は、この法律もさきに議員立法として御制定になりました。当初は二十二年中に施行されます選挙について適用し、これを改正いたしました。二十三年中に施行いたしますことに改めたのであります。衆議院議員選挙については臨時特例法ができたのであります。かりに選挙が行われず前にも、衆議院議員の補欠選挙等が行われるといたしますならば、またそれ以外の参議院、地方議會その他の選挙につきましては、当然文書圖面の特例法が適用いたされなければならぬものと存じますので、これもこの際一體恒久的に直していただくたいものと存するのであります。文書圖面特例法自身につきましては、このたびの衆議院議員選挙の臨時特例法等と比較いたしました。この文書圖面の特例法にも当然改正を加へらるべきものと存するのであります。

が、それらの点はしばらく後に譲りまして、一應この法律の有効期間を延長しておいていただきたいと存するのであります。

第三條の地方自治法の一部を改正いたしまして、選挙管理委員の任期の二年を三年に改めようとするのは、選挙がおむね任期四年の議員について行われます場合に、衆議院のような解散の予想されざる議会の議員選挙を除きましては、四年の定期的につけて参りますのを二年の刻みでいたして参ります。と、ほとんど選挙を経験いたさぬような選挙管理委員も起つてまいるのであります。また全國選挙管理委員の任期が現在三年となつており、あるいは公安委員会委員の任期にいたしましては三年となつておるといふふう

に、むしろ二年といふのは、先ほど第一部長が触れました監査委員の場合の二年と統計委員会委員の二年と、地方の委員の任期を通じまして、むしろ比較的小さい方のように思ふのであります。ことにただいま申しましたように、選挙管理委員といたしまして選挙の執行の責任者となりますものにつきましては、この二年を任期とするのはむしろ不適当と申してよろしいのではないかと存するのであります。それで現実に府縣市町村ですでに任期が来ておりますもの、約三分の一は任期が来たらば改選をいたしておるといふふうであります。三分の二くらいはいずれも改選をいたしませうに、地方自治法に基いて、後任者の選挙が行われますまでの間、なおその職務を行つておる状態でありまして、それで實際の問題といたしましては、地方の選挙管理委員会がようやく事務に

四

四

習熟してまいりまして、ことに近ごろではかなり選挙事務について知識を持つて参り、また持つて参るよう努力もいたして、現実のいろ／＼の準備をいたしております。これがこの際切かわりになります。これは、事務執行の上に非常に不安があるように存するのではありません。地方におきまして改選を行わずに、従来の任期が切れまして、従来の委員にその職務を行わせておきますのも、やはり当該の地方議会等の判断がそこにあるように存するのであります。それで附則の二項のごとくこの法律の改正が行われた場合には、選任の日にさかのぼりまして三年の任期延長の適用を願いますことが、現実の問題としてもまことに適当と存するのであります。

以上のような法律の改正を国会でお取上げになりました、議員提出の立法として成立いたしますことはまことに仕合せなことと私も事務当局といたしましても考えておる次第であります。

○山口委員長 本法案につきましては議員提出といたしまして、自然本委員会においてこれを提案することに相なることと存しますので、この際質疑がございましたらば、事務当局に対しましては、先ほど申し上げましたように特例がございまして、それで文書、図画もほとんど頒布ができません、すべて公営でやるという建前になつており、それ以外のものにつきましては来年から自由にやれるというような、逆の結果になるわけでありまして、その結果と衆議院の選挙とそれ以外の選挙との間に非常に均衡を失するし、また現在のような経済事情下におきまして、紙等も非常に不足をいたしております。折柄、やはりある程度の制限というものは必要ではなからうか、か

もいい、あまりそのことは潔癖に考えられる必要はないと思う。いろ／＼選挙はあるかもしれないが、衆議院議員の選挙については、この間できたあれでこの次の総選挙からやるということにしてあるので、ほかのものは従来通りでおやりになつたつて大したことはない。私は考えるのであるが、御見解はどうであるか。

それから第三條で、管理委員の任期を二年とされた理由、実はこれができましたときに私はいなかつたのでわかりません。二年と区切られたのはどういふわけであるか、あとで御説明はあると思いますが、一應お伺いしておきたいと思ひます。

○三浦参事 第二條の点に關しまして御説明申し上げます。第二條につきましてはお話の点、ごもつともだと思ひますが、実はもしこれを第二條のように改正をいたしましたら、来年の一月からは参議院議員、地方議会の都道府県議会あるいは市町村会、市町村長、都道府県知事等の選挙におきまして、文書、図画の一切の制限がなくなることになり、衆議院議員の選挙につきましては、先ほど申し上げましたように特例がございまして、それで文書、図画もほとんど頒布ができません、すべて公営でやるという建前になつており、それ以外のものにつきましては来年から自由にやれるというような、逆の結果になるわけでありまして、その結果と衆議院の選挙とそれ以外の選挙との間に非常に均衡を失するし、また現在のような経済事情下におきまして、紙等も非常に不足をいたしております。折柄、やはりある程度の制限というものは必要ではなからうか、か

ような趣旨から第二條というのでできているので、衆議院議員選挙については、直接はこれには関係はありませんが、せうけれども、それと相関連した意味において行われるほかの選挙においてこれが必要だというような関連の問題だと考えております。

○郡説明員 任期の二年の点であります。これは当時、従来多くの委員といふものの任期が四年等になつてゐるのほむろ長過ぎるじやないだらうか。あるいは議論をいたしましては、地方議会の議員等についても、四年の任期は長きに失するといふ議論もあつたことでありまして、何と申しますか、民主主義の訓練という上では、短かい任期を設けた種類の公職が適當ではないだらうかという一つの考え方がございました。しかしこの選挙管理委員の任期につきましては、むしろ選挙管理事務という、従来官吏等が行つて來ておりますのを委員組織でやり出すことは、かなり煩わしいことであり、引受けられる人間もかなりに御迷惑であらうというような、實際問題の方が選挙管理委員については強かつたのであります。しかしながら結果から見ますとむしろそれが逆でありまして、煩わしいと申しますよりは、非常に熱心にやつていただいております。選挙事務の性質上、短かい期間では十分習熟した状況に達しないというのが施行後の実情でありますので、当初懸念いたしましたような條件は解消いたしました。むしろそれと反対の実情になつてゐるというのが現在であります。またさうな意味合いで御改正を願いますことがけつこうだと思つております。

○山口委員長 ほかに御質問はございせんか。それでは最後に、お手元に差上げました選挙法の第二國會において改正されたもの、あるいは制定された種々の法規につきまして、十三日の土曜日午後一時からこの部屋において、事務局よりその解釈、運用などに関する説明を聴取したいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。なお次の委員会の期日及び日程は議院公報をもつて御通知申し上げます。

午後三時三十八分散会

昭和二十三年十二月二十三日印刷

昭和二十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局